

品質管理責任者倫理規程

一般社団法人鉄骨技術者教育センター

制定 2026 年 3 月 26 日

一般社団法人鉄骨技術者教育センターは、鉄骨製作工場の性能評価において、鉄骨の品質管理を総括する重要な役割を担う品質管理責任者の社会的使命と職責の重大性に鑑み、品質管理責任者が遵守すべき倫理的事項を次のとおり定める。

1. 使命

品質管理責任者は、その専門知識と経験および倫理観に基づき、独立した立場で品質管理に関する指導・助言を行い、鉄骨造建築物の品質の確保と信頼性の向上に努める。

2. 法令等の遵守

品質管理責任者は、自らの職務に関連する法令・基準等をよく理解し、遵守しなければならない。

3. 品位の保持

品質管理責任者は、独立して指導・助言を行う使命に鑑み、責任感と誠意をもって品位を保持し、高い社会的信頼を得られるよう努めなければならない。

4. 不正行為の禁止

品質管理責任者は、講習受講、修了証の活用等について、以下に示すような不正行為を行ってはならない。

- (1) 虚偽の受講申請および情報登録
- (2) 受講申請者以外の者による講習の受講
- (3) 修了証の詐称や不正利用
- (4) 性能評価審査の不正行為への加担や協力
- (5) その他、社会的モラルを逸脱した行為

5. 不正行為に対する処置

品質管理責任者が上記の不正行為を犯した場合は、当該管理責任者は、無期限あるいは倫理委員会の定める期間の間、性能評価機関の性能評価基準に定める品質管理責任者の要件を満たさないものとみなす。